

低炭素地域づくり条例をめざして ～温暖化対策条例の現状と課題～

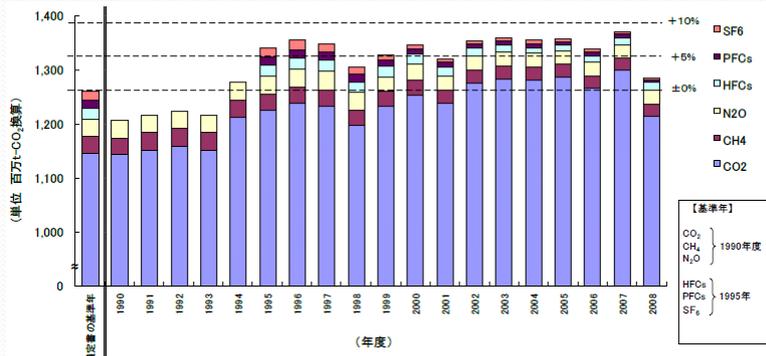
2010年1月31日@法政大学外濠校舎
環境自治体会議環境政策研究所 研究員
法政大学大学院政策科学研究科 兼任講師
増原 直樹

問題提起の内容

- 低炭素地域づくりの重要性
- 自治体での温暖化対策の方向性
- 温暖化対策条例の類型及び現状(事例分析)
 - ①温暖化対策に特化した条例
 - ②環境基本条例等に温暖化対策を位置付ける例
 - ③エネルギー政策条例(今回は除外)
- 低炭素地域づくり(条例)の主な課題

低炭素地域づくりの重要性

- 低炭素社会づくりに「地域」で取り組む
 - 個人でもなく、国家でもなく
- 個人の「努力」で減らない二酸化炭素(CO₂)



出典:環境省報道発表資料

電力のCO₂排出係数に大きく依存

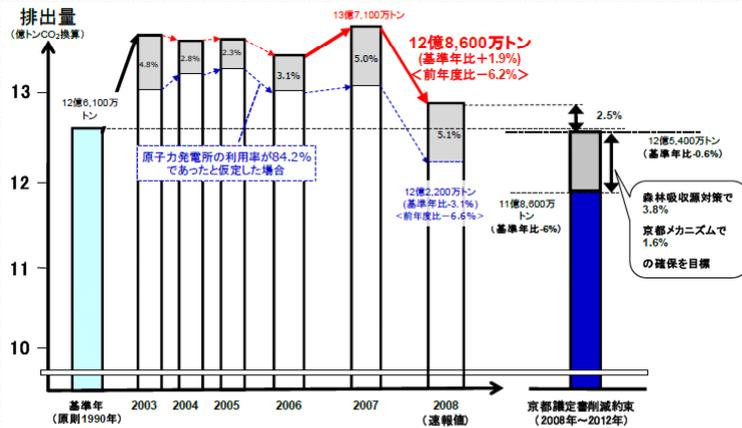
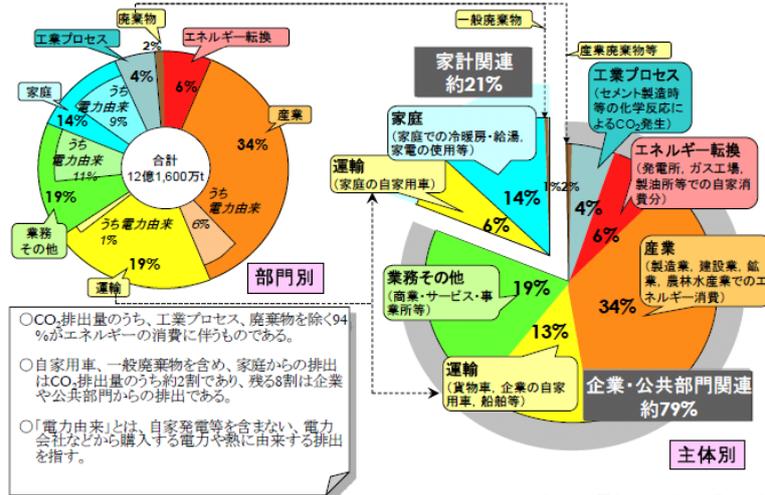


図 2 温室効果ガス総排出量の推移

(原子力発電所が長期停止の影響を受けていない時の利用率 (1998年度実績値 84.2%) であったと仮定した場合) 出典:環境省報道発表資料

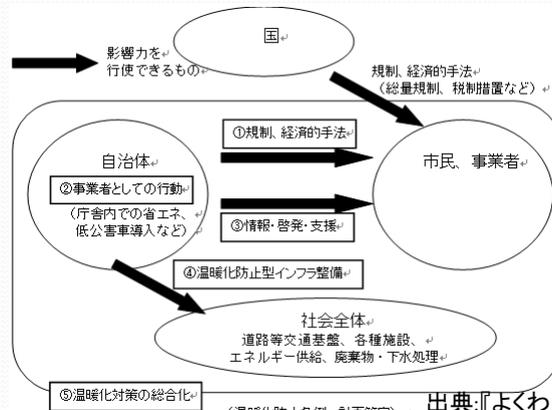
家計の影響範囲は約2割



出典:環境省報道発表資料

自治体での温暖化対策の方向性

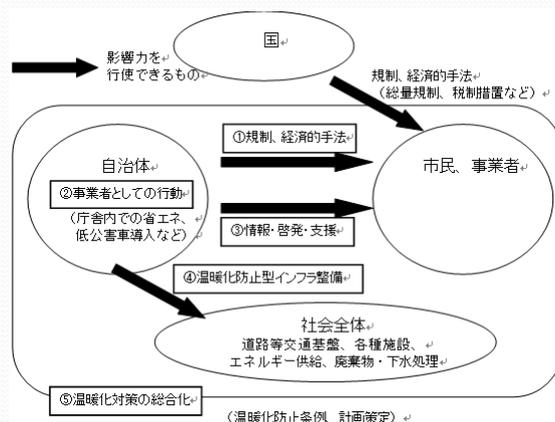
- 国には出来ないきめ細かい政策(地域特性に適合し地元住民が希望する対策)が実施可能
- CO₂削減だけでなく経済(雇用創出)効果も



出典:『よくわかる地球温暖化』

自治体での温暖化対策の方向性

- 規制(削減義務や手続義務)や税は当然、条例化が必要。
- 自治体の政策決定(インフラ整備を含む)や人事・財政制度を自己規律する項目も条例化が望ましい。



温暖化対策条例の現状

- 資料のうち、条例リストをご参照願います。
- 都道府県・政令指定市の制定が主。
- 区・市レベルの温暖化対策条例をみると(以下同様)、理念型条例とメニュー型条例に分かれる(草津市が理念型・千代田区は中間か←都の環境確保条例との重複を回避し、区の実施に重点)
- 柏市及び千代田区が数値目標を条例化。
- 埼玉県内で川越→戸田へ波及か(ほぼ同構成)
- なぜ、白山市・岩出市で制定されたのか？

草津市条例は協定を位置付け(義務付けなし)

愛する地球のために約束する草津市条例の概要

それぞれの役割

市民・事業者・団体等

- ①地球温暖化防止のために自主的に取り組み、協定を締結しましょう。
- ②締結された協定内容に協力しましょう。

訪れた人

- ①締結された協定内容に協力しましょう。

市役所(市)

- ①協定の締結および協力への協力の推進を図ります。
- ②市の事務事業における地球温暖化防止のための必要な措置を講じます。
- ③締結された協定内容に協力します。

愛する地球のために約束する協定

市民・事業者・団体等の取り組み

「愛する地球のために約束する協定」を結んでいただき、地球温暖化防止の取り組みを進めましょう。

- 協定の内容
 - ・温室効果ガスの削減
 - ・温室効果ガスの吸収
 - ・地球温暖化防止のための普及啓発等
 - 協定の目標・報告
 - ・協定には、目標を定めて取り組んでいただき、その結果を報告しましょう。
- ※詳しい仕組み等については、裏面をご覧ください。

情報提供、公表(PR)

情報提供

市は、地球温暖化防止に関する情報提供や環境学習の推進を行います。

取り組みの公表(PR)

市民、事業者、団体等の取り組みをPRします。
※市広報、市HP、市イベント等において

表彰

●表彰
・協定に基づく報告のあった中から、特に優秀な取り組みについて、表彰します。

出典:草津市資料



千代田 広報

平成20年(2008年)

2/5 特集号

(毎月3日・23日に発行)

代表電話 ☎3264-2111

発行/千代田区 編集/政策経営部広報広聴課 〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 電話http://www.city.chiyoda.lg.jp



▲立ち昇った丹次山系のアヲ

「千代田区地球温暖化対策条例」施行

区民や事業者と手を携えて、地球温暖化防止に取り組みます

1月1日から「千代田区地球温暖化対策条例」を施行しました。

この条例は、昨年12月に区議会臨時会で可決され、千代田区の地球温暖化対策の基本的な考え方、区・区民・事業者の責務、対策の総合的な推進について定めています。

なお、第3章(第20条を除く)の推進制度に関する事項は、今後、関係する区民・事業者や区議会と協議しながら検討し、別に規則で定める日から施行します。

問合せ 環境推進課環境調査係 ☎5211-4253



◆深刻な温暖化現象

主に都市で発生する二酸化炭素が主原因といわれる地球温暖化は、砂漠化の進行や海面上昇などのほか、食料不足や生態系の破壊など深刻な状況をもたらしています。

◆都心区千代田の現状

日本を代表する大企業や官庁などが集まる千代田区では、今後も活発な事業活動や都市の整備が見込まれ、対策を実施しなければ、エネルギー消費の増加に伴う二酸化炭素の排出が増え続け、いずれは区にも温暖化のさまざまな影

中学生が作成した条例の前文



千代田区は条例全文を広報



川越市は政令指定市と類似

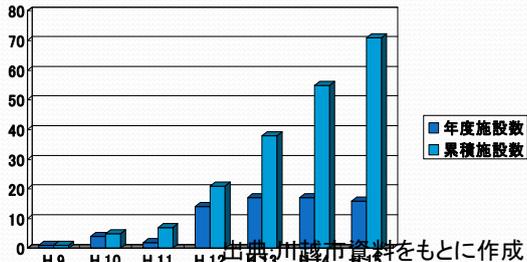
川越市に広がる太陽光発電

年度	施設数	発電能力
平成9年度	本庁舎 1施設	3kw
平成10年度	新宿消防署等 4施設	43kw
平成11年度	大東中学校等 2施設	23kw
平成12年度	今成保育園等 14施設	75kw
小計	21施設	144kw
平成13年度	図書館分館等 17施設	90kw
平成14年度	北部文化施設等 18施設	225kw
平成15年度	新宿小学校等 16施設	114kw
合計	72施設	573kw



全小学校へ設置！
72件





出典・川越市資料をもとに作成

低炭素地域づくり(条例)の主な課題1

- ① (国も自治体も)政策的な温室効果ガスの削減に失敗
→条例がすべてではないが、政策的な削減を後押しする手法の一つにはなる。諸外国の例として、ドイツのアーヘン・モデル、ベルリン・モデル、スペインのバルセロナ・モデル等。
- ② 政策的な失敗の背景の一つとして、国⇄都道府県⇄市町村の役割分担が不明
- ③ 温室効果ガス削減をどのように進めるか、方向性や手法についての選択・合意がない(メニューわかっている)
→ガス削減を一つの切り口として、持続可能な地域づくりを進める必要があるのでは。

低炭素地域づくり(条例)の主な課題

- ④ 条例の制定過程で「相互参照」や「模倣」が起きる(電中研・馬場論文:模倣マイナス α 説も)。
→相互参照は必ずしも悪くないが、結果がすぐに出ない政策領域なので効果ないものばかり広まる危険性
- ⑤ 対策のパターン化(④に関連) ゆるやかな責務+事業者計画制度+普及啓発 通りやすい条例?
→国際的連携など新たな課題に対処しきれていない。地域のビジョンなしに「やりやすい対策だけ実行する」。自治体行政の低炭素化や低炭素で持続可能な地域づくりを含める必要。